

卑劣漢=城石、証言もまた大ウソ

原告側証人
尋問に入った
組合費裁判

日刊 動労千葉

81.10.3
No.860

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五(六)・(公衆)四三三(二)七二〇七

九月三〇日、十時より第七回「組合費等預り金返還請求訴訟公判」が東京地裁で行われた。われわれは当初から、この「組合費請求訴訟」を、動労「本部」反動分子が、莫大な組合費を投入し、全国動員をかけて、4・17津田沼襲撃事件等、ありとあらゆる暴力的襲撃をもって動労千葉破壊を策動しそれが破産したとりもどし策として、権力II裁判所に泣きついで動労千葉破壊攻撃であるのとらえてきた。したがってこの裁判闘争を、労働運動の質を問う闘いとして、この間の「本部」反動分子による組合民主主義の破壊と暴力支配の実体、「水本謀略運動」、「貨物安定宣言」、「三里塚敵対」に見られる運動路線の反動的変質、とりわけ動労千葉排除という上からの分裂・組織破壊の実体を、この裁判闘争を通じて明らかにする闘いとして積極的に位置づけ取り組んできた。今回の第七回公判は、まさしくそのような闘いの第一歩をきりひらくものであったといえる。

動労千葉の主張から逃げまわる城石

「組合費請求訴訟」公判は、いよいよ証人尋問の段階に入り、この日、原告側証人として、動労千葉排除II破壊の張本人として悪業をはたらいてきた城石(現「本部」副委員長)が登場してきた。

われわれ動労千葉は、かねてより「本部」反動分子の提訴を積極的に受けてたつて、法廷に提出した準備書面で次のことを明らかにし追及してきた。すなわち、「組合費納入義務なるものは、一方的な債務ではありえず、組合員としての権利の行使とその利益の享受と表裏一体のものである。常軌を逸した多数派の横暴、なかんづく少数派に対する暴力的排除という異常な事態に対し、自らの権利を防衛するための抵抗手段として、組合費納入を組合員が拒否するということは正当な権利行使である。組合民主主義の大原則にかかわることの問題を解明しなければならぬ。」ということであった。

ところが、この日証言台に立った城石は、このかんじんな点に一言も触れることができず、ひたすら論点を避けてまわることには汲々としていたのである。

デタラメ証言でつぎつぎと馬脚

こうして、論点を逃げまわるとあがきまわった城石も、しかし、動労千葉弁護団からの鋭い反問にあって次ぎつぎと馬脚を表わしたのである。事実問題で問いつめられた城石は、明らかにならざるを並べたて、卑劣漢ぶりをさらけ出した。

卑劣漢II城石は、例えば、「一九七九年当時の『本部』組織部に細江、小室がいた」とか「実際は、この兩名はいなかった」、「動労千葉は一九七八年七月の第三回津山大会以降一切の機関会議に参加しなかったので、一九七八年十一月の第一〇一回定中委で査問委員会の設置を決定し

た」とか「これらウソ。実際は一九七九年二月の東ブロック組織部長会議まで、動労千葉は参加している」、「『千葉地本を再建しよう』ということは一、一九七九年三月の第一〇二回定中委の席上で始めて云った」とか「これもウソ。事実、それ以前に開かれた東ブロック組織部長会議ですでに『千葉地本再建のために団結してガンパロー』などとプレヒコールの音頭をとっていたのは組織部長の城石自身ではなかったか!」、等々、ことごとくこのようなデタラメな証言をしているのだ。

「動労千葉排除」の本音を自己暴露!

その上、動労千葉弁護団の鋭い尋問に城石は「第一〇二回定中委の時点で千葉地本はすでに敵対矛盾であり組織外のものであった」と、当時すでに「動労千葉を排除すること」は既定の方針であったことを自己暴露してしまつたのである。

このように第七回公判は、第一には、城石の「千葉は敵対矛盾・組織外の者であった」という証言によって、今回の組織問題が「本部」反動分子による上からの分裂強行II意識的計画的動労千葉排除攻撃であったことをはつきりと裏づけた。

第二に、一九七九年三月六日に、初めて城石らが千葉に来たことは、中央執行委員会にもはからず、「排除の論理」にもとづく革マル派の単独プレーで行なわれたことが、城石証言を通して裏づけられた。これは明確に城石自身の口から、「動労が革マルのセクト的支配によって機関運営のルールを無視し、動労千葉排除を強行していった事実を示している。

全組合員のみなさん、次回II来年一月二十八日の第八回公判は、かの「裏切り者には自由はない」と公言し、規約規則も無視して動労千葉排除を実行してきた青木(当時「本部」書記長)が証言台に引き出される。動労大改革の一環として、次回公判へ全力で取り組もう。

10/9、10/10 六回大会を成功させ、10/11 三里塚総結集を